

妨害（あおり）運転の追放

車の運転は、自分のことだけ考えるのではなく、他の運転者に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、心に余裕を持った運転をしましょう。



あおり運転
をした場合



1 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10種類の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 免許取消し（欠格期間2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
のせいで **危険が
生じた場合**



2 妨害運転（著しい交通の危険）

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 免許取消し（欠格期間3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10種類の違反



被害状況を記録できる**ドライブレコーダー**を設置しましょう。



妨害（あおり）運転防止上の留意事項

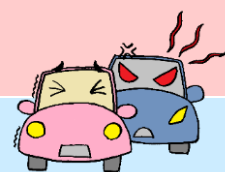
自分の運転が相手に不快な思いをさせて、あおり運転との指摘をされるケースもあります。

あおり運転を「しない・させない」ため、以下のことに留意しましょう。



○ あおり運転の防止対策

- ① 周りの車の動きに気を配る。
思いやりや譲り合いの気持ちをもって運転することは大切です。
周囲の状況を把握することによって、事前に危険を察知して危険な車を回避することもできます。
- ② 安全な速度で走行しましょう。
追い越し車線を走り続けてはいけません。
極端な低速走行は、あおり運転を誘発するおそれがあります。
- ③ 前の車との車間距離を十分に保ちましょう。
前の車との車間距離は安全運転の意味でも大切です。
車間距離を詰めていると、あおり運転を受けていると誤解されるおそれがあります。
- ④ 急な車線変更や追い越しをしない。
十分に車間距離をとってから車線変更をしてください。
急な車線変更や無理な追い越しや割り込みは、あおり運転の原因にもなります。
- ⑤ 急いでいる後続車には道を譲りましょう。
後続車がスピードを出して近づいてきたら、道を譲ってください。
先を急ぐ車の前をふさぐとトラブルの原因にもなります。



○ あおり運転を受けたときの対策

- ① 相手から安全に離れる。
あおり運転を受けていると感じたら、速度を落として相手を先に行かせる。
相手をやり過ごせないときは、店の駐車場やサービスエリアなど、人目の多い場所に車を止めましょう。
逃げたいからといってスピードを出したり、あおり返したり、むやみにクラクションを鳴らさないでください。
- ② 車外に出たりドアや窓は開けない。
駐車場などに車を止めたときに、ドアや窓を開けてはいけません。
相手が近寄ってきて、話しかけてきたり怒鳴ってきても相手にしてはいけません。
- ③ 110番通報をする。
安全な場所に避難してから、すみやかに110番通報をしてください。

○ ドライブレコーダーの設置推奨

ドライブレコーダーの存在は、走行状況や車内での会話が記録されることから、自身の安全運転意識が高まるほか、あおり運転などの迷惑行為の抑止効果も期待されます。

また、あおり運転を受け、警察に届けるときの客観的証拠となり、警察捜査にも役立ちます。ドライブレコーダーの設置をお勧めします。